

回につき460単位) ●退所後訪問相談援助加算1割のかた1回につき460単位) ●退所時相談援助加算(1回につき400単位) ●退所前連携加算(1回につき500単位)

※ 高額介護サービス費

サービス費用(保険給付の本人負担)の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が長岡市への申請により払い戻されます(高額介護サービス費の支給)。

利用者負担区分	生活保護受給者等	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	市民税非課税世帯	一般	現役並み所得者
個人の上限額月	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円

2. 居住費(保険給付対象外、ただし所得の低いかたは市町村への申請により下記軽減あり)

1日あたりの居住費は、2,006円です。利用者負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担額です。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	820円	820円	1,310円	2,006円

- 入院・外泊中の居住費
 - ・ 利用者負担第1～第3段階は、1か月に6日を限度に算定
 - ・ 利用者負担第4段階は、入院・外泊の日数どおり算定

3. 食費(保険給付対象外、ただし所得の低いかたは長岡市への申請により下記の軽減あり)

1日あたり 1,650円、です。(第4段階)

利用者負担限度額認定を受けているかた(第1～第3段階)は、「介護保険負担限度額認定証」の「食費の負担限度額」のとおりです。

利用者負担段階 (1日の負担額)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	300円	390円	650円	1,650円

4. 金銭出納貴重品管理費

金銭出納及び貴重品の管理費用です。1か月あたり500円です。

別途「金銭出納・貴重品管理サービス契約」を結ばさせていただきます

※ 入居後、「保険証等携帯用ケース」(110円)、「領収書・伝票等保管ファイル」(70円)を購入させていただきます。(「領収書・伝票等保管ファイル」(70円)は、年間1～2冊程度になります)

5. ご希望により発生する費用

※ 理美容費、行政手続き代行費、入院時の日用品費、喫茶代等は、別途実費でのご負担となります。

★社会福祉法人等による利用者負担の軽減

低所得で生計が困難であるかたで軽減対象要件に該当するかた及び生活保護を受給されているかたは、長岡市への申請により利用者負担の軽減を受けることができます。